

とちぎ職業人材サポート助成事業実施要綱

(目的)

第1条 とちぎ職業人材サポート助成事業（以下「本事業」という。）は、県内人材育成機関において学ぶ学生等が、とちぎでより高度な実習や実技指導を受けられるよう、当該人材育成機関が行う学習環境の整備を支援することで、優れた人材を継続的に輩出するとともに、学生等の技術力の向上や技術習得意欲の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人材育成機関 専修学校、各種学校、職業能力開発施設及び企業等であつて、技術や技能の習得を目的とした人材育成を業として実施している機関（ただし、国、独立行政法人、地方公共団体等が設置する人材育成機関は除く。）
- (2) 授業等 人材育成機関が県内において実施する、実践的・専門的な能力育成を図るための授業、研修及び講座
- (3) 高度な技術等 人材育成機関が従前から実施している授業等では習得することができない、高い技術、技能もしくは知識
- (4) 特別授業 次に定める要件の全てを満たす授業等
 - ① 人材育成機関が実施する学科・コース等の分野に関するもの
 - ② 実習や実技指導等を行うもの
 - ③ 従前からの授業等に比べ、より高度な技術等の習得を目的としたもの
 - ④ 新たに実施するもの、又は従前から実施している内容を拡充したもの

(事業の内容)

第3条 知事は、本事業の目的を達成するため、補助事業者に対し予算の範囲内において、とちぎ職業人材サポート助成費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、特別授業の実施に要する経費とする。

ただし、人材育成機関が、国又は他の地方自治体等からの補助を受けて実施する特別授業は対象としない。

(補助事業者)

第5条 補助事業者は、栃木県内の人材育成機関であつて、とちぎ職業人材カレッジネットワーク会議の構成員に登録している機関とする。

なお、複数の補助事業者が共同で補助事業を実施する場合には、補助事業を実施する全ての人材育成機関が、とちぎ職業人材カレッジネットワーク会議の構成員に登録しているものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、特別授業を実施するのに必要なものであって、次の各号に定めるものとする。

- (1) 講師謝金（常勤職員の給与に類するものは除く。）
- (2) 講師旅費（常勤職員の手当に類するものは除く。）
- (3) 施設利用料（光熱水費、駐車場使用料は除く。）
- (4) 材料費（実習等を行うために必要と認められる範囲のものに限る。）
- (5) 機器リース料・レンタル料
- (6) その他知事が必要と認める経費

2 特別授業を実施するに当たり、受講料等の収入がある場合には、前項の補助金額から差し引くこととする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5(2023)年度分の補助金から適用する。